

別記様式（第5条関係）

会 議 録

会議の名称		令和5年度第2回福津市特定空家等審査会
開催日時		令和5年12月14日(木) 午後3時00分 から 午後5時00分まで
開催場所		福津市役所本館2階 庁議室
委員名		(1) 出席委員 蒲池和博、梅原健、田畑攻規、増井敦章、真田政明 (2) 欠席委員 なし
所管課職員職氏名		都市整備部長：長野健二 都市計画課：安永紳一郎、仲拓哉、中村麻美
会 議	議 題 (内 容)	1. 会長あいさつ 2. 審議 (1) 〃の特定空家等の略式代執行に係る報告及び不良度判定について (2) 福津市空家等対策計画の変更について（報告・答申） 3. その他
	公開・非公開の別	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開
	非公開の理由	福津市附属機関の会議の公開に関する要綱第2条第1項第2号に該当
	傍聴者の数	一 名
	資料の名称	・次第 ・略式代執行業務スケジュール（ ） ・空き家再生等推進事業 ・住宅の不良度判定表 ・特定空家等調査票 ・福津市空家等対策計画の改定に係る市民意見回答票 ・福津市マンション管理適正化計画策定スケジュール
会議録の作成方針		<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録
		<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録
		<input type="checkbox"/> 要点記録
		記録内容の確認方法
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

○会長あいさつ

蒲池会長から挨拶あり。

○審査会成立宣言

特定空家等審査会委員5名のうち、5名の出席のため、福津市特定空家等審査会規則第5条第2項により本日の審査会は成立。

○審査会非公開の了承確認

極めて秘匿性が高い個人情報を取り扱う事案が主となるため、会議は非公開で行うことについて全会一致で承認。

○審議1：特定空家等の略式代執行による報告及び不良度判定

○審議2：福津市空家等対策計画の変更の報告

事務局から内容を説明。

<質疑>

真田委員 第3章8号（4）、マンションの管理組合に対する助言、指導及び勧告は市のほうからアナウンスするのか。どのように知らしめるのか。

事務局 現在実態調査を行っており、管理不全物件が1件ある。そのような物件に対し管理会社及び管理会社に指導を行う。

梅原委員 第1章のタイトルが過失している。第3章と合わせるべきでは。
事務局 追加修正する。

蒲池会長 その他ご意見がなければ、福津市空家等対策計画の変更について計画変更は妥当という意見で答申したい。異議あるか。

委員 異議なし。

蒲池会長 では、これをもって答申とする。

○その他

事務局 危険なブロック塀の空き家について、福津市 の空き家について自治会より道路沿いのブロック塀に関して撤去等の要望があがっている。経過及び現況については配布資料の通り。現況写真でも分かる通り広範囲に亀裂が入っており、道路側への傾きも見受けられ大変危険な状況である。継続的に指導文書を送付していたということもあり、所有者から来年の4月までにブロック塀の補助金を活用し撤去していただける旨連絡が入った。

蒲池会長 いずれ空き家自体も問題になってくるのか。

事務局 空き家に関してはそれほど問題ないと思われるが、ブロック塀が危険である。

真田委員	内側の写真はあるか。地盤が上がっているかもしれない。今現在、門柱でもっているようなものだと考えられる。それがなければ倒れる。鉄筋があっても錆びて腐食しているケースもある。
事務局	ブロック塀の裏側の写真は撮っていない（許可なく侵入することができないため）。
増井委員	市の責任もあるが、工作物の責任になるので所有者は最終的に無過失責任で絶対に逃げられなくなる。第三者が怪我をした場合は市に対しても損害賠償請求があるが、所有者に対してもあり得るということは伝えるべき。民法717条で責任があるので、誰か怪我をされた場合は、市も所有者も訴えられる。無過失責任なので必ず裁判に負ける。
真田委員	コンクリートブロックは6段までは控え壁を作らなくてもよい。下の段は写真を見る限り、土留めも兼ねている気がする。
蒲池会長	真田委員に尋ねるが、こういうブロックの積み方（互い違い）は今でもするのか。
真田委員	鉄筋が通りにくいのでこのような積み方はしない。鉄筋は入っていないかもしれない。
事務局	地元自治会の要望も複数回あり、所有者には市から連絡済み。年末年始あたりで対応いただける旨の回答をいただいている。
蒲池会長	全ての審議が終了したため、これをもって福津市特定空家等審査会を閉会する。